

拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

- 北朝鮮に対して、迅速な調査を強く求め、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。
- 北朝鮮による調査の進捗に応じて生存者に関する情報等の共有を図るなど、地元自治体との連携を密に行うこと。

<参考>

【政府認定拉致被害者】

- ①松本京子さん（米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。
※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定。
(全国で17人目、県内初)



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】※特定失踪者問題調査会の公表による

- ②古都瑞子さん（日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。
平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。
- ③矢倉富康さん（米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。
平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ④上田英司さん（伯耆町出身、当時20歳）：昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】※鳥取県警察本部の公表による

- ⑤木町勇人さん（大山町出身、当時20歳）：昭和50(1975)年8月25日、京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。
- ⑥松田敏一さん（大山町出身、当時25歳）：平成4年(1992)年9月17日、千葉県船橋市の下宿先を出て以降、行方不明。



社会福祉法人に対する指導監督権限の強化について

《提案・要望の内容》

○社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督について、次の事項を含めて早急に抜本的な制度改革を行うこと。

1 社会福祉法人に対して財務会計面での実質的な監査を行うための具体的な監査基準を整備すること。また、そのために必要となる専門人材の確保等の体制整備について十分な財政措置を行うこと。

2 社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督権限に一定の強制力を付与するため、社会福祉法の改正により、監査での隠蔽、妨害に対する罰則を整備すること。

〔※社会福祉法には、監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されておらず、指導監督権限の実効性が法的に担保されていない。農業協同組合法第99条の4、銀行法第63条等には監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されている。〕

3 改善命令等の行政処分の要件を明確にするとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。

〔※社会福祉法第56条第2項の行政処分（改善命令）の要件が抽象的で不明確である。〕

〔社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督は、「措置から契約へ」の流れの中で現在は福祉にも企業経営的観点が入り込んでいるにも関わらず、従前からの前時代的な性善説に立った制度設計のままであり、これが全国で社会福祉法人による不祥事が頻発する現在の状況につながっている。〕

＜参考1＞ 各種法人に対する監査・検査の比較

対象法人の形態	社会福祉法人	公益法人	農業協同組合	銀行
根拠法令	社会福祉法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	農業協同組合法	銀行法
監査・検査の妨害・忌避に対する罰則				
罰則の有無	×	○	○	○
具体的な罰則	—	・50万円以下の過料	・50万円以下の罰金 ・1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

＜参考2＞ 鳥取県における指導監督体制の整備の状況

時期	組織体制の整備の内容
平成22年1月	社会福祉法人の不適正な会計処理の発覚を踏まえ、係長級の職員を1名増員した。
平成22年4月	法人指導監督専門員として会計に精通した者（公認会計士6名）を非常勤で配置した。翌年度には法律の専門家（弁護士2名）を増員した。
平成23年7月	福祉保健課内に法人監査を中心とする福祉指導支援室を創設した。
平成24年4月	監査業務により特化するため、法人施設指導室に改組した。さらに法人指導監督員（銀行OB等の非常勤職員）を増員した。（1名→2名）
平成25年6月	施設監査の会計面の強化を図るため、さらに法人指導監督員（銀行OB等の非常勤職員）を増員した。（2名→5名）

＜参考3＞ 行政処分の発動基準に関する鳥取県の取組

平成25年3月に「社会福祉法人指導監督における行政処分発動基準等に関するガイドライン」を作成し、改善措置命令などの行政処分を出す際の基準を例示し、具体化した。

手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

○手話言語法(仮称)を制定すること。

これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、佐賀県嬉野市及び北海道鹿追町においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が全国の自治体の4分の3以上の地方議会で採択、日本弁護士連合会や全国市長会等からも手話言語法制定を求める提言が提出されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

<参考：本県の取組>

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。
- 県内22名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- 鳥取方式では、行政等の窓口で端末を設置するだけでなく、個々のろう者が所有する端末からもセンターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。

3. 情報アクセス・コミュニケーション支援

- 鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

持続可能な介護保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

○介護保険制度の持続可能な制度に向け、地方負担に十分配慮しつつ、以下について対策を講ずること。

1 地域包括ケアの構築に向けて、適切な時期に確実な情報を提供すること。

※新しい日常生活支援総合事業など制度改正内容及び県・市町村の負担や地方交付税対応に関する情報が遅く、県・市町村において適切な対応が図れない。また、介護保険制度が複雑化して市町村や市町村包括支援センターの事務量が急激に増す一方、要支援者に対する施策を市町村事業にしても、介護保険費用総額の縮減はあまり期待できない。

2 低所得者対策として地方に新たな公費負担を求める改正が行われたが、制度設計者である国の責任において、適切な財政負担を行うこと。

※平成27年度からの第6期介護保険事業支援計画における保険料は、第5期の5,420円/月（全国平均：4,972円/月）からさらに2割程度増加し、6,000円台半ばになる見込み。県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担は限界に来ている。

3 居宅のケアマネジャーが、小規模多機能型居宅介護事業所のケアプランを担当できるようにすること。

※本県における小規模多機能型居宅介護事業所の月当たりの利用率は7割前半程度に留まり、郡部においては、新規の参入事業者を募集しても応募がない状況にある。一方、ニーズが重なると思われる「自主宿泊サービスを行うデイサービス」については、多数の事業者が参入している。
※小規模多機能型居宅介護は、当該施設所属のケアマネジャーがケアプランを作ることになっているが、居宅のケアマネジャーが担当のケースを手放さないために、小規模多機能型居宅介護の利用者が広がらないことが影響していると思われる。

4 介護報酬の改定に当たっては、事業者等現場の声を聞いた上で、適切な水準とすること。

※10月8日の財務省財政制度分科会で示された内容について、事業者等から介護報酬の引き下げに対する不安の声がある。

<参考：本県の状況>

介護保険料基本月額推移



介護人材確保対策について

《提案・要望の内容》

○今後も要介護高齢者が増大する中、現役層は減少し、介護人材確保対策は喫緊の課題であり、以下の点について必要な対策を講じること。

1 県、市町村による対応が困難な取組に関しては、国が積極的に対応すること。
(例)

- ・ 広告代理店などによる、戦略性のある、大規模かつ全国的なイメージアップ対策の実施
- ・ 映画やテレビドラマなど、マス媒体を通じた介護職の魅力の発信
- ・ 中高校生向けに、マンガなど親しみやすい媒体を活用した資料作成

〔※人材確保の観点から介護職のイメージアップは最重要課題であるが、県又は市町村の
零細な取組では困難又は非効率なものも多い。〕

2 介護職の処遇の維持改善のため、処遇改善加算を継続するとともに、加算額が、介護職員の賃金として確実に反映される仕組みを整えること。

3 医療介護総合確保促進法に基づく「地域医療介護総合確保基金」に関し、平成27年度から介護人材に対しても対象経費となるが、十分な額を確保するとともに、介護福祉士修学資金貸付制度を対象事業とすること。

<参考：本県の状況>

1. 本県においても、鳥取県社会福祉協議会に委託し、就職フェアや進路選択学生支援事業などの取組を行っているが、十分な効果が得られない。介護職のイメージ全体の底上げが必要。

事業	内容	平成25(2013)年度実績
福祉人材無料紹介事業	求人事業者と求職者の福祉人材バンクの登録及び紹介を行う。	相談受付：毎週月曜から金曜 相談件数：求職283件、求人108件
福祉の就職フェア	事業所の人事担当者との面談や採用について情報交換できる場を設ける。	開催：3回(東中西部) 参加者：延べ206人(54人が採用。)
人材確保相談事業進路	・ 遠距離で窓口に来所困難な相談者のための出張相談 ・ 事業者向けに求職者への効果的なPR方法を学ぶ研修会を実施等	人材確保相談訪問：114法人 出張相談：中西部で計15日間実施 福祉人材確保相談事業研修会 ：参加者数26名
選択学生支援事業	・ 福祉・介護の仕事を目指す学生等の支援 ・ 学校の進路指導担当教員の理解・関心を高めるための説明会の開催	学生のための福祉の進路ガイダンス ：東中西部で各1回実施、9名参加 学校訪問：県内高等学校32校を訪問

2. 介護福祉士修学資金貸付制度

本県では、平成5年以降介護福祉士修学資金貸付制度を運用し、現在まで約250名に対し貸し付けを実施。現在は、平成24年度の経済対策を活用して基金を造成し、平成27年4月入学者までの貸付枠を確保しているが、平成28年4月に向け新たな基金造成が必要。

【現行制度】

補助率	国2/3、県1/3
実施主体	県社協(間接補助金)
貸付限度額	月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円等
貸付枠	毎年22人(内訳)・介護、社会福祉士コース22人(うち生保世帯：11人)

サービス付き高齢者向け住宅入居者に係る住所地特例制度の遡及適用について

《提案・要望の内容》

○サービス付き高齢者向け住宅は、多くが平成24～25年度にかけて建設されており、すでに介護を要する高齢者が多数入居済みであることから、実態に対応するために遡及適用すること。

※サービス付き高齢者向け住宅については、新たに平成27年4月1日より住所地特例対象施設となるが、対象になるのは、実際にその日以降に入居した者とされている。

<参考：本県のサービス付き高齢者向け住宅整備状況>

以下のとおり、サービス付き高齢者向け住宅の整備は、平成25年度までがピーク。住所地特例に関しては、すでに入居している者に対する扱いが焦点となる。

		箇所数					定員数				
		H23度	H24度	H25度	H26度	計	H23度	H24度	H25度	H26度	計
東部	鳥取市		5	2	1	8		125	69	11	205
中部	倉吉市	1		2		3	16		62		78
	湯梨浜町	2				2	46				46
	北栄町		1		1	2		35		32	67
	琴浦町			1		1			20		20
	小計	3	1	3	1	8	62	35	82	32	211
西部	米子市	3	4	4	1	12	241	161	225	53	680
	境港市			1		1			44		44
	大山町		1	1		2		12	22		34
	伯耆町		1			1		41			41
	小計	3	6	6	1	16	241	214	291	53	799
総計		6	12	11	3	32	303	374	442	96	1,215

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

《提案・要望の内容》

○ 子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日に施行予定であるが、円滑な制度の開始に向けて、次の点を要望する。

① 子ども・子育て支援新制度の目的である幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充と質の改善が共に実現されるために必要となる総額を確保するとともに、消費税の増税が先送りされても必要な財源は確保すること。

財源の目処が立たず、当面0.7兆円の範囲には含まれていない「質の改善」事項のうち、特に以下の項目を要望する。

- ・ 1歳児の保育士配置の改善（6：1⇒5：1）※当県では、平成14年から4.5：1の加配を支援
- ・ 私立幼稚園・保育所・認定こども園等の職員給与改善（+5%） ※+3%に留まる見込み。
- ・ 放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善
※当県では、平成26年度から放課後児童指導員の資格を持つ者の給与改善に対して支援
→保育士及び放課後児童クラブ指導員の給与改善及び処遇改善は、保育士等の人材不足の解消に直接効果があり、量的拡充の実現にも不可欠である。

② 認定こども園に係る公定価格の単価の見直しを早急に行い、その結果を速やかに明示するとともに、早期確定を行うこと。

現在示されている認定こども園（1号認定）の公定価格の仮単価は、大規模な施設ほど現行の私学助成より、格段に低くなるよう設定されているため、全国的に認定返上を行う施設があるなど問題となっている。

そのような中、10月24日の国の子ども・子育て会議で「当面の対応の基本方針」が示されたが、具体的な改善内容にまでは言及されていない。

当県においては、認定返上を行う施設はないが、各認定こども園が新制度への移行に不安を抱いている。

③ 各施設並びに県及び市町村における新制度への移行準備のため、国から迅速に情報提供すること。

○ 地域少子化対策強化交付金を恒久的な事業として確立するとともに交付額を拡大し、地域の実情にあった効果的な横展開を可能とするため、限定的な事業範囲の見直しを行うなど事業要件の緩和を図ること。

本交付金は、各地域が、出会いから妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を地域の実情に応じて実施できるものと期待されたが、交付金の運用にあたり採択基準に柔軟性がなく、地域が取り組みたい事業に十分に取組めない。

【柔軟でない採択基準】

① 婚活イベントなど出会いにつながる事業は対象外

本交付金では、地方公共団体が少子化対策として最も行いたい出会いの機会づくりを目的とした事業は対象外となっている。

② 事業の先駆性

他の自治体で効果の出ている事業について実施したくとも「他の自治体の事業にならった当該自治体では初の取組」というだけでは先駆的とは判断されず、地域の独自性を加えたものでない場合、採択の可能性が低い。

<参考>

1 新制度における「量的拡充」と「質の改善」

区分	1兆円超ベース（A）	0.7兆円ベース（B）	差引（B）－（A）
量的拡充	4,068億円	4,068億円	0億円
質の改善	6,505億円	3,003億円	△3,502億円
計	1兆573億円	7,071億円	△3,502億円

7千億円以外の財源が確保されない
と質の改善効果は薄くなる

<「質の改善」において先送り候補となっている主な項目>

○職員配置の改善

年齢	現状	目標	備考
0歳児	3:1	3:1	—
1歳児	6:1	5:1	先送り （鳥取県ではH14から単県で4.5:1を実施）
2歳児		6:1	—
3歳児	20:1	15:1	実施（鳥取県ではH25から単県で15:1を実施）
4歳児	30:1	25:1	先送り
5歳児			

○その他

項目	目標	実施見込
職員給与の改善	+5%	+3%（ 2%先送り ）
延長保育の充実	延長保育基本分の給付化	先送り
放課後児童クラブの充実	常勤職員の処遇改善	先送り

2 地域少子化対策強化交付金（平成25年度補正予算）

結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

※補助率：10/10・交付上限：都道府県4000万円、市区町村800万円

(1) 1次及び2次募集事業に係る採択状況

1次募集事業での採択率は、当県全体で42%、市町村に至っては、13%と厳しいものだった。

《1次募集事業の鳥取県の採択状況》（単位：円）

区分	当初申請額	内示額	採択率
県	40,000,000	28,970,000	72%
市町村	42,988,564	5,595,000	13%
計	82,988,564	34,565,000	42%

←9市町村のうち
4市町村採択

《2次募集事業の鳥取県の採択状況》（単位：円）

区分	当初申請額	内示額	採択率
県	11,030,000	11,030,000	100%
市町村	1,900,800	1,404,000	74%
計	12,930,800	12,434,000	96%

←1町のみ

(2) 子育て同盟での要望

地域少子化対策強化交付金の継続・拡大等については、6月16日に加盟11県の総意の最重点事項として要望した。

※ 子育て同盟

少子化問題に危機感を持ち、子育て支援施策に意欲的に取り組む10県（宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県）による「子育て同盟」（発起人：鳥取県知事）が平成25年4月9日に発足。平成26年5月31日開催の「子育て同盟サミット in ながの」で山口県が新たに加盟。11月滋賀県も加盟。

ワクチンの定期接種化について

《提案・要望の内容》

- ワクチンで予防できる病気にかからないようにするために、速やかに、おたふくかぜ及びB型肝炎の予防ワクチンを定期接種の対象とすること。

<参考>

【本縣市町村の独自の助成状況】

[平成25年度]

疾病名	助成措置のある市町村数	助成額
おたふくかぜ	5市町	3,000円~2,000円
B型肝炎	1町	2,000円

エボラ出血熱対策に必要な財政的支援について

《提案・要望の内容》

- 保健所、医療機関がエボラ出血熱の資機材、装備品を整備するのに必要な経費を支援すること。
また、先行して整備した経費についても、支援対象とすること。

＜参考＞

- 1 西アフリカを中心に流行しているエボラ出血熱については、我が国においても、羽田空港や関西空港から入国した人が一時エボラ出血熱の感染が疑われるなど、感染のリスクが高まっており、感染症患者の移送を行う保健所や、患者の治療を行う医療機関においては、エボラ出血熱に対応した資機材、装備品の整備が喫緊の課題となっているところである。
- 2 本県においては、保健所が国内で発生したエボラ出血熱疑い患者の医療機関への移送や積極的疫学調査を担当するため、職員の安全を確保しながら、患者を隔離して移送できる「感染症患者隔離移送装置（アイソレータ）」や、職員が飛沫を介して感染するリスクを低減する「陽・陰圧フード」などの整備を進めている。
また、医療機関に対しては、感染症病床専用の自動血球計数装置、生化学分析装置などの医療機器の整備を進めている。

感染症患者隔離移送装置(アイソレータ)

- ・透明バッグ採用により、ハードケースタイプより軽量で扱いやすい。
- ・バッグ部分は使い捨てのため、2次感染を低減



陽・陰圧対応フード

- ・肌の露出がなく、フード部分は使い捨てのため、2次感染を防止、



軽度外傷性脳損傷の診断基準の確立と周知について

《提案・要望の内容》

- 軽度外傷性脳損傷について、労災認定が適切に行えるよう早期に診断基準を確立するとともに、診断基準を含めこの疾病を国民に広く周知すること。

薬剤師の確保について

《提案・要望の内容》

○国は、在宅医療の支援や医療チームの一員として、薬剤師の役割を拡大し需要を喚起してきた一方で、薬学部6年制化や近年の新規免許取得者数の激減により薬剤師不足が深刻となっており、この構造的な問題の解決を図ること。

※平成22、23年3月の薬剤師国家試験では、薬学部6年制化の影響で合格者が平年より大幅減。6年制化後も合格者数も激減し、26年3月の試験では7,312人（合格率60.8%）の合格者であった。

※6年制化以前に予想された合格者数（1万1千人）よりもかなり少ない状況であり、特に山陰地方には薬学部がないため、県外に進学し県外で就職する者も多いことから、慢性的に不足感が強かった状況がさらに悪化している。

<参考>

○近年の国家試験の受験者数及び合格者数（全国）

	受験者	合格者	合格率
24年	9,785人	8,641人	88.3%
25年	11,288人	8,929人	79.1%
26年	12,019人	7,312人	60.8%

○鳥取県で実施した需要状況調査

	採用希望人数		
	薬局	病院・診療所	計
24年1月	117人	28人	145人
25年10月	171人	57人	228人
増減	+54人	+29人	+83人

(注) 調査施設数：24年1月調査 272施設/368施設（回答率73.9%）
25年10月調査 264施設/366施設（回答率72.1%）

○鳥取県の子な薬剤師確保対策

県と鳥取県薬剤師会が連携し次の取組を実施

①大学の就職ガイダンスへの参加

24年度：5大学、25年度：4大学、26年度：2大学（26年10月時点）

②薬学生サマーセミナーの開催（26年度）

関西・中四国地域の薬学生10名を県内の病院・薬局で受入れ、体験実習、見学機会を提供するとともに、関係者による情報交換会を実施。

③未就業者登録、復職支援プログラムによる実習

持続可能な国民健康保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

○国民健康保険の都道府県単位化の検討の前提として、真に持続可能な制度の構築に向けて、保険料負担の国民健康保険と被用者保険との格差解消などの視点で、国保の財政上の構造問題を解決するための国費投入を行うこと。

※国保制度の基盤強化に関する国と地方の事務レベルのワーキンググループでは、高齢者や低所得者が多く医療費が嵩むが保険料収入が見込めないという国保の財政上の構造問題に対する知事会側の要請に対し、国は解決策を示しておらず、このままでは地方は国民健康保険の都道府県単位化に合意することができない。

<参考>

○ 各保険者の比較（全国値）

	市町村国保	協会けんぽ	健保組合	共済組合
加入者数	3,466万人 (年金生活者、 非正規労働者、 自営業等)	3,510万人	2,935万人	900万人
65歳以上割合	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%
一人当たり 保険料負担率	9.9%	7.6%	5.3%	5.5%

○市町村国保に係る 鳥取県内1人当たり保険料調定額と医療費の推移 (単位:円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保険料	72,073	71,265	72,295	77,809	78,752	79,938
医療費	296,428	305,035	317,975	329,073	338,265	346,834

学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

[私立・公立共通]

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【公立学校施設の耐震補強・改築に係る耐震化補助事業の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を、I s 値に関わらず2/3へ引き上げること。

*現行…耐震補強 I s 値0.3未満：2/3、I s 値0.3以上：1/2

耐震改築 I s 値0.3未満：1/2、I s 値0.3以上：1/3

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を公立学校並みとされたい。

・耐震補強については、補助率を2/3へ引上げ。

*現行…I s 値0.3未満：1/2、I s 値0.3～0.7：1/3

・耐震改築については、補助率を1/2とするとともに、補助対象は構造耐震指標（I s 値）だけでなく、耐力度点数のように築年数等も加えた制度とすること。

○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。

○非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。

[公立のみ]

○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続するとともに、実情に沿った補助単価とすること。

○公立学校施設の耐震化事業については、工期の遅れや学校の統廃合に係る調整に伴い、やむを得ず平成28年度以降に完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度以降も延長すること。

<参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

区 分	公立小中学校 (H26.4.1現在)	県立高等学校 (H26.4.1現在)	私立学校(H25.4.1現在)	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	87.0% (635棟/730棟)	92.7% (203棟/219棟)	67.3% (37棟/55棟)	69.2% (27棟/39棟)
全 国	92.5%	90.0%	77.8%	77.8%

※私立学校の前年度耐震化率の公表は H26 年 11 月下旬頃

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に 向けたスポーツ振興の取組への支援について

《提案・要望の内容》

○東京オリンピック・パラリンピック開催は、日本国民に夢と希望を与えるものであり、特に未来を担う子どもたちがオリンピック・パラリンピックを体感できるよう、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。

【具体的な支援措置】

- 1 各スポーツ競技の国内外トップチームのキャンプ地誘致等への支援
 - ①海外トップチームのキャンプ地誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援
 - ②日本代表選手の育成強化のために開催される競技大会や合宿が行われる拠点施設の指定及び必要な施設整備への支援
- 2 競技力向上の取組への支援
障がい者スポーツの選手の強化、指導者の指導力向上、指導体制の充実など、競技力向上の取組強化への支援

○本県のスポーツ施設をパラリンピックナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に位置づけること。

<参考>

1 本県の主な施設

<鳥取市営サッカー場（とりぎんバードスタジアム）>

観客収容人数 16,033 人、ナイター設備 1,500 ルクスを誇る、中国地方で唯一、Jリーグのスタジアム基準をクリアしたサッカー専用スタジアム

<鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラ ウェストスポーツパーク鳥取）>

広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設

陸上競技場は過去のオリンピック会場で使われている高速レーン（スーパー X）を使用、このほか公園内に天然芝の競技施設を複数保有

<境港公共マリーナ>

艇庫、チャーター艇の購入など環境整備（155,951 千円）

※平成 26 年 3 月 19 日日本オリンピック委員会（JOC）競技別強化センター認定

2 本県の取組

○競技力・指導力の向上

- ・障がい者スポーツの競技力向上に県単独で予算を確保（13,545 千円）
- ・県が独自に公費を投入して障がい者スポーツの強化選手指定を行っているのは、他の都道府県にはない鳥取県独自の取組

○トレーニング拠点誘致に向けた調査研究

障がい者スポーツのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の誘致に向けた調査研究に県単独で予算を確保（1,000 千円）

○世界レベルの大会開催に伴うキャンプ地誘致の主な実績

大 会	チー ム 国	会 場
2002 年 日韓共催サッカーワールドカップ	エクアドル	鳥取市営サッカー場
2007 年 世界陸上大阪大会	ジャマイカ	鳥取県立布勢総合運動公園

小規模基本法及び改正小規模支援法に係る商工会、商工会議所向け予算の地方交付税措置について

《提案・要望の内容》

- 小規模基本法及び改正小規模支援法に対する附帯決議のとおり、商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられる支援人材の体制が確保できるよう、都道府県による商工会、商工会議所向け予算について、地方交付税の増額措置を行うこと。

小規模基本法及び改正小規模支援法の制定により、商工会、商工会議所については、これまでの経営改善普及事業に加えて、中小・小規模企業の需要開拓や新事業展開等のビジネスモデル再構築等、経営の発達につながる支援計画を策定し、伴走型支援を行うこととされたため、経営指導員等の増員や資質向上などの体制強化が不可欠。

<参考>

1 県内商工団体の体制強化

地方の人口が減少していく中、まち・ひと・しごと創生本部が設置などを踏まえ、小規模事業者の新事業展開、事業承継、起業創業などに力を入れて取り組む必要があることから、鳥取県では既に法律に先駆けた取組みを推進している。来年度に向け、さらに県内商工団体の体制を強化する方針。

① 需要を見据えた経営の促進

「鳥取県版経営革新制度」による新商品・サービス開発や高付加価値化の支援
卸・小売・サービス事業者の**商圏拡大・需要創出活動に対する支援**
商談会や首都圏アンテナショップ（ももてなし）の活用

② 新陳代謝の促進

企業の事業承継を後押しする「**事業引継ぎ支援センター**」の設置（平成27年度新規）

③ 地域経済に資する事業活動の推進

トライアル発注制度などによる地域資源を活用した新商品開発支援

④ 適切な支援体制の整備

県単独での商工団体の経営支援体制の強化（事業者の支援ニーズに応じた補助メニュー・人材育成制度の充実 等）

2 「小規模企業振興基本法案」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（H26.6.19 参議院経済産業委員会）（抜粋）

四 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、**経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること**。また、政府として、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に対し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理解と協力が得られるよう努めるとともに、**都道府県による商工会、商工会議所向け予算に係る地方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること**。さらに、新たに創設される経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の解決に資するよう努めること。

正規雇用への転換促進のための地方中小企業の社会保険料負担軽減について

《提案・要望の内容》

○経済基盤の脆弱な地方の中小企業における非正規雇用から正規雇用への転換を促進するため、正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増を軽減すること。

〔 地方の人口減少を食い止め、若年者や子育て世代の労働力を地方企業へ定着させるためには、非正規雇用から正規雇用への「雇用の質の転換」を促進する必要がある。 〕

<参考>

1 正社員の有効求人倍率の状況（平成26年9月）

本県の正社員の有効求人倍率は0.58倍（平成26年9月）で、前年同月を0.11ポイント上回っているが、依然として全国平均を下回っている。

区 分		H26.9月	H26.4月	前年同月 (H25.9月)
正社員の有効求人倍率(倍)	鳥取県	0.58	0.48	0.47
	全 国	0.69	0.61	0.59

2 正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増（試算）について

本県の若年世代（25～29歳）及び子育て世代（35～39歳）の平均的な賃金水準に基づき、正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増を試算すると、

〔 若年世代 一人当たり年間 55千円～71千円の負担増
子育て世代 一人当たり年間 124千円～142千円の負担増 〕 となる。

① 25～29歳の場合(全業種平均・年額) (単位：円／一人当たり)

	非正規労働者(a)		正規労働者(b)		差額(負担増)(b-a)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年 収	200万円	190万円	250万円	240万円	50万円	50万円
社会保険料年額 (事業主負担分)	300,100	282,600	354,500	353,600	+54,400	+71,000
社会保険料年額 (本人負担分)	290,000	273,100	342,000	341,500	52,000	68,400

② 35～39歳の場合(全業種平均・年額) (単位：円／一人当たり)

	非正規労働者(a)		正規労働者(b)		差額(負担増)(b-a)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年 収	230万円	200万円	330万円	280万円	100万円	80万円
社会保険料年額 (事業主負担分)	352,800	300,100	494,600	423,400	+141,800	+123,300
社会保険料年額 (本人負担分)	341,000	290,000	477,900	409,300	136,900	119,300

- ※ 非正規労働者、正規労働者ともいわゆるフルタイム労働者（社会保険適用となる週30時間以上勤務）を想定し、平均年収を比較して負担額を算定。
- ※ 平均年収は、平成25年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を基に、本県の事情(最低賃金の全国平均に対する割合)を考慮して算定。
- ※ 社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料金(以上、労使折半)、児童手当拠出金、労災保険料(以上、全額企業負担)が含まれる。

ジオパーク活動の取組への支援について

《提案・要望の内容》

- ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。
- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において一体的な推進体制を整えること。
- 学校教育や社会教育でのジオパーク活用を進めるとともに、各地のジオパークと連携してジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- 山陰海岸ジオパークの魅力をさらに発信するための施設整備等について、重点的な予算の確保など積極的に取り組むこと。

- ・ユネスコにおいて、ジオパーク活動を「支援プログラム」から「正式プログラム」とすることについての検討が進められているところ。
- ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。
- ・国内外において、ジオパークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要。

- ・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化。

<日本国内のジオパーク>（H26年10月現在）

- ・世界ジオパーク 7（山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸、隠岐、阿蘇）
- ・日本ジオパーク 29
- ・認定を目指す地域 17

合計 53地域（35都道府県）

- ・平成26年度の環境省直轄事業として、鳥取砂丘博物展示施設（ビジターセンター）基本計画策定経費が予算措置済み。
平成30年度にオープンする予定で整備が進められる。

《山陰海岸ジオパーク》

- ・H22（2010）10月 世界ジオパークネットワークに加盟
- ・H26（2014）9月 世界ジオパークネットワークに加盟再認定



（鳥取砂丘）



（浦富海岸）



表層型メタンハイドレートの調査研究について

《提案・要望の内容》

- メタンハイドレート調査・開発を進めるに当たっては、採取による環境への影響評価手法の研究等開発が想定される周辺環境の影響を十分に調査し、そのために必要な予算を確保すること。
- メタンハイドレートに関する調査研究の機能や開発技術等を地方にも分担させるとともに地方の人材等の活用を図ること。そのために必要な予算措置等を実施すること。
- 調査・研究による埋蔵量把握や技術開発を経て、本格的な採掘、実用化、商業化へと至るロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。

<参考>

鳥取県でのメタンハイドレート調査開発促進の取組

◆周辺環境影響調査に関する取組【基礎調査促進事業】

- ・実際に洋上において定点観測を行うことで、環境影響調査の参考となるような基礎データの収集について準備中。

◆地方の人材の活用に向けた取組【人材育成事業】

- ・鳥取大学大学院にメタンハイドレート関連の寄附講座を開設し、調査開発の即戦力になり得る高度技術者を育成する方向で大学と準備を進めているところ。
- ・メタンハイドレート研究開発への動機付けとして、中学生・高校生向けの実験教室及び大学生向けの公開講座を開催した。

◆その他の調査開発促進の取組【普及啓発事業】

地元での調査開発を促進させる気運を醸成させるように継続的に普及啓発のための公開講座やイベントを開催予定。

- ・県民に向けたメタンハイドレートの概要と調査の講演会を開催予定（H27.2月）

再生可能エネルギーのさらなる導入促進について

《提案・要望の内容》

- 接続保留など系統接続に係る諸課題の早期解決に向けて、系統運用ルールの見直し並びに系統増強の方策やその費用負担のあり方などについて、電力会社と共同して新たな対策の検討を行い速やかに実施すること。
- 再生可能エネルギーの参入意欲が高まるよう、電源別の特性に合わせて固定価格買取制度の調達価格や期間の設定に当たっては十分に配慮すること。
- 将来的な接続容量不足の解消に向けて、蓄電池導入のための支援策創設や R-水素の実用化のための技術的検討を推進すること。

<参考>

系統運用の現行ルールにより導入が進まない事例

100kW程度の発電所を系統接続する場合に、上流の変電所の変圧器の増強が必要ということで数億円の費用負担を求められた事例が発生している。現行ルールでは、発電容量に係わらず、申込み順に接続検討されるので、最初の事業者が高額な変電所の増設費用を負担することになり、接続を諦めている。さらに上流の変電所の問題であるため広範囲に影響があり、複数の発電事業者が同様に事業を諦めている。

系統運用で高額な費用負担が請求されて導入が進まない事例

配電線の系統の弱いところに接続されている太陽光発電所で 300kW ほど増設する場合で、系統の安定化させるための装置や配線を迂回させるための区分開閉器など高額な設備費用が要求され、発電所の増設を躊躇している事例が発生している。

固定価格買取制度で電源別の特性を配慮してもらいたい事例

小水力発電所は、太陽光発電所と比べて事業可能性の調査や建設工事に時間が必要である。検討途中で制度が変更されたり、買取価格が運転開始時に決定する法改正がされたりすると、事業の予見性がなくなり、発電事業者は施設の更新の判断ができなくなる。

番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

○番号制度の導入に伴い発生する関連システムの構築・改修及び維持管理等を含めた必要な経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体に新たな経費負担が生じないよう原則として国が負担すること。

【具体的な措置】

- 1 国が設定した補助金の上限額と、地方公共団体の見積額に乖離が生じているものについては、必要な財政措置を講ずること
- 2 国庫補助金の適用事業を拡大すること。
- 3 補助金の交付期間について、システムの整備期間に配慮して、柔軟な取扱いとすること。

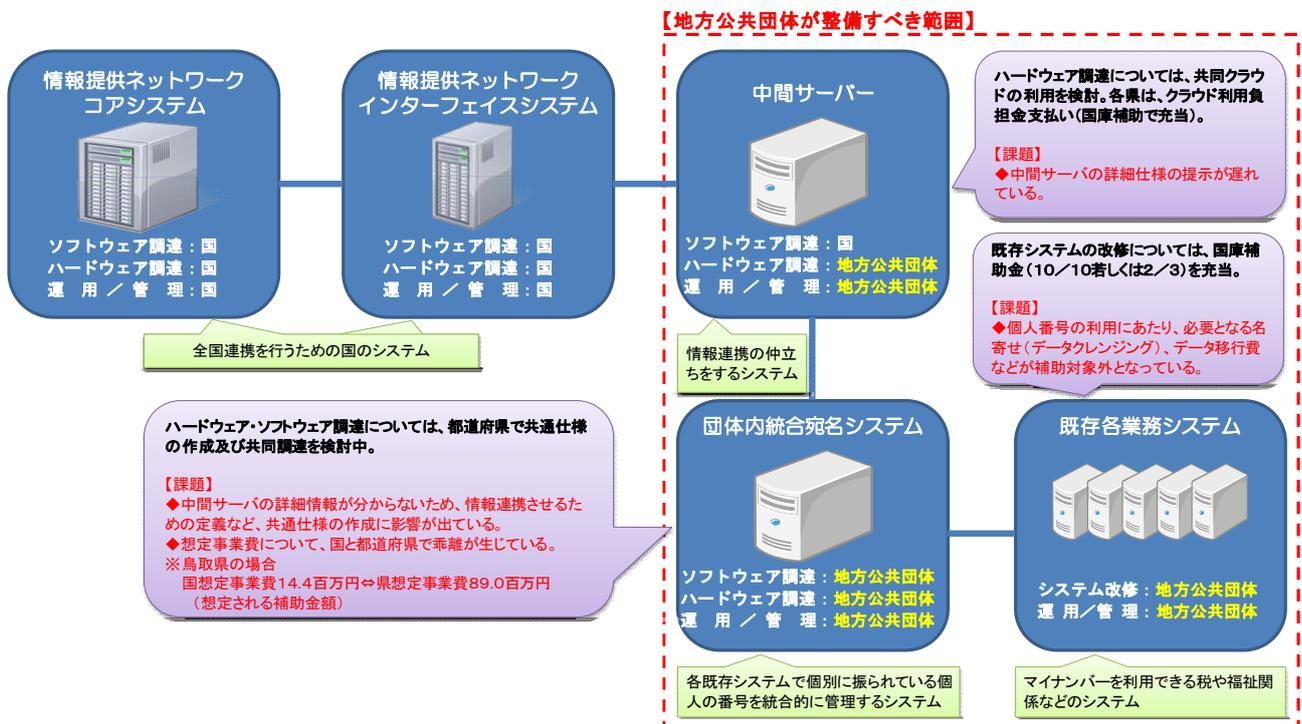
※番号制度の導入に伴い、地方公共団体では情報提供ネットワークとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となることから体制整備には長期間を要する。

○地方公共団体が番号制度導入に必要な団体内統合宛名システムの新規整備や各種システムの改修に円滑に取り組めるよう、次のとおり取り組むこと。

- 1 国が整備を進める情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーに係る仕様の早期確定
- 2 情報連携プラットフォームに係る中間サーバー利用のための詳細情報の情報提供

※国が整備する情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーの詳細設計が判明しないと、地方公共団体では体制整備に取り組むことが出来ず、結果として、国が示す期限内に体制整備を完了させることが困難となることが危惧される。

<参考>番号制度導入に係るシステム構成



警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

○下記対策を講じるために警察官を増員すること。

・人身安全関連事案（ストーカー・DV等）対策

- ※人身安全関連事案は、認知段階では、被害者等に危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難。一方で事態が急展開し、殺人事件等重大事件に発展するおそれが極めて高く、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があり、被害の予防・未然防止から対処に至るまで、迅速、的確かつ組織的な対応が必要。
- ※近年、ストーカー・DV等人身安全関連事案における検挙・警告等による対応件数が増加傾向にあり、最近では、千葉県警察と連携して対応するなど、県の枠を超えた対応も増加。
- ※本県の特色として、支援団体の活動が活発で関係機関等が積極的に他県からのシェルターへの避難者を受け入れており、全体の対応も急速に増加。
- ※他県警察や関係機関・団体等との連絡調整、相手方の入県時対応など、今後も更なる負担増が見込まれるが、本県の体制は、生活安全部門、刑事部門ともに脆弱。

・特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策

- ※特殊詐欺の手口はより巧妙化し、高齢者が集中的に被害に遭っている状況であり、10月末現在で認知件数25件、被害金額約1億3,350万円と急増。
- ※被害金額は、既に昨年一年間の被害額の1.5倍となり、県民の体感治安が低下。
- ※この種犯罪の捜査については、オールジャパンによる捜査が効果的であり、全国的にも各都道府県警察が合・共同捜査を実施している状況。
- ※本県においても、速やかな口座凍結や契約者確認の求め等犯行ツールの遮断対策と平行して、現金手交型や現金送付型被疑者の現行犯的検挙、他都道府県への長期出張捜査、他県との合・共同捜査等の広域かつ秘匿性の高い捜査を組織的に実施。
- ※現体制では、長期間にわたって捜査員を派遣することが困難で、警察署も、特殊詐欺事件捜査以外にも一般知能犯事件、告訴事件等処理しなければならない事件を数多く抱え、夜間・休日の時間外勤務により事件処理を行っている状況。
- ※各種広報啓発活動、関係機関への指導・協力依頼等継続した防犯対策とともに、認知時における迅速かつ広域な捜査を推進することが特殊詐欺の根絶には重要であるが、本県の体制は脆弱。

・国際テロ・対日有害活動・拉致被害者等対策

- ※2020年のオリンピック等の東京大会の開催に関して、県下施設を、海外のトップチームのキャンプ地として誘致することに向けた準備を推進しており、国際テロ対策が必要。
- ※我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を進め、国際海空港（米子空港、境港）を中核とし、国際チャーター便や大型外航クルーズ船も運航するなど、海外からの不特定多数の外国人が容易に入県できる環境下であり対応が急務。
- ※境港は、かつて北朝鮮籍船舶の入港実績が全国第1位となった経緯もあり、対応の強化が必要。
- ※鳥取市内にイスラム教モスク、鳥取華人華僑会等の外国人コミュニティが形成されるなど、盛んな国際交流に乗じて行われる最先端技術の諜報活動等の対日有害活動が懸念。
- ※北朝鮮による拉致容疑事案に係る被害者（政府認定）である松本京子さんを始め、拉致の可能性を排除できない事案に係る行方不明者として8人の関係者がおり、拉致被害者等が帰国した場合の支援体制を確立し、準備段階から万全を期すことが必要。

・原子力災害対策

- ※島根原子力発電所における災害発生時には、立地県の島根県のみではなく、松江、米子、境港を一体の経済圏と見れば、むしろ鳥取県内への影響が甚大。
- ※原子力発電所の直近17kmに位置し、UPZ（緊急防護措置区域）30km圏には、境港警察署及び米子警察署管内の大部分が該当し、圏内住民は約7万3,000人。
- ※松江市等からも大量に鳥取県側に避難する可能性があり、避難者による混乱も想定。
- ※島根県警察及び関係機関との連携、2警察署の機能移転、事案発生時の諸対応、緊急防護措置区域等の実態把握、警備計画等の見直し、関係機関との情報共有、教養訓練、資機材等の整備、専門知識を有する担当者の育成等の諸対策は、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であり、継続的かつ専門的、専属的な対策が必要。

・高速道路等における交通安全対策

- ※指定自動車専用道路は、69.8kmが整備され、更に延伸する予定。
- ※平成元年に整備された県内距離27.2kmの中国横断自動車道以外は、新直轄方式高速道路及び無料の自動車専用道路で構成され、ネクスコ西日本の活動がなく、高速道路と比較し規格の低い道路で、合理化及び単県増員により捻出した高速道路交通警察隊長以下28人が、落下物や車両の故障等にも対応するなど、高いリスクの中、業務を遂行。
- ※西部、東部分駐隊は、約80km離れているため相互補完ができず、同時多発的、あるいは大規模交通事故が発生した際に、現場臨場の遅延や事案対応が困難な場合が懸念され、広域交通の安全を確保するためには、迅速かつ適正な初動対応等を行うことが必要。